

予防接種事故対策費負担（補助）金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、市町村が支弁する予防接種事故対策に要する経費について、予算の範囲内で負担（補助）金を交付する。

2 前項の負担（補助）金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

（負担（補助）対象事業）

第2条 負担（補助）の対象となる市町村が行う事業は、次のとおりとする。

（1）給付事業

予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条第1項及び昭和51年一部改正法附則第3条第1項の規定により行う給付事業

（2）調査事業

昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」の第10及び平成16年3月30日健発第0330019号厚生労働省健康局長通知の別紙「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱」の第4の2により市町村において設置された予防接種健康被害調査委員会（以下「調査委員会」という。）が行う予防接種による健康被害に関する調査事業

（3）ポリオ生ワクチン2次感染対策事業

平成16年3月30日健発第0330019号厚生労働省健康局長通知の別紙「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱」により行う事業

（負担（補助）金額）

第3条 負担（補助）金の金額は次の表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と当該区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、これに4分の3を乗じて得た額とする。

ただし、調査事業については算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切りすてるものとする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
給付事業 （負担金）	予防接種法第15条第1項及び昭和51年一部改正法附則第3条第1項の規定による給付に要した額	医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料及び介護加算額の給付に必要な補償、補填及び賠償金等

調査事業 (補助金)	239,000 円×事故調査件数	調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等に 必要な報酬、報償費、旅費、需用費（食糧費及び印刷製本費）、 使用料及び賃借料
ポリオ生 ワクチン 2 次 感 染 対策事業 (補助金)	<p>(1)医療費 次に掲げる医療費に要した費用の額を 限度とする。ただし、予防接種法施行令 第 10 条第 1 項ただし書きに定める法令 の規定により医療に関する給付を受け、 又は受けることができた場合には、当該 費用に要した費用の額から当該医療に 要する給付の額を控除した額とすること。</p> <p>ア 診察 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 医学的処置、手術及びその他の治療 並びに施術 エ 居宅における療養上の管理及びそ の他の療養に伴う世話その他の看護 オ 病院又は療養所への入院及びその 他の療養に伴う世話その他看護 カ 移送</p> <p>(2)医療手当 医療手当の支給額は、1 月につき、次の 区分に従い、当該区分に定める額とす る。</p> <p>ア 通院（1 月に 3 日以上） 37,000 円 イ 通院（1 月に 3 日未満） 35,000 円 ウ 入院（1 月に 8 日以上） 37,000 円 エ 入院（1 月に 8 日未満） 35,000 円 オ 同一月に入通院がある 37,000 円</p> <p>(3)特別手当</p> <p>ア 障害児養育に対する特別手当</p> <p>障害児養育年金 1 級 878,400 円 障害児養育年金 2 級 703,200 円</p> <p>イ 18 歳以上の障害者に対する特別 年金</p> <p>障害年金 1 級 2,809,200 円 障害年金 2 級 2,247,600 円</p>	ポリオ生ワクチンの定期予防 接種から 2 次感染したことによ る医療費、医療手当、特別手当、 死亡一時金及び葬祭料の給付に 必要な補償、補填及び賠償金等

	(4)死亡一時金	
	ア 死亡した者が生計維持者であった 場合の遺族に対する一時金 厚生労働大臣が必要と認めた額	
	イ 死亡した者が生計維持者でなかつ た場合の遺族に対する一時金	
		7,372,800 円
	(5)葬祭料	212,000 円

(交付の条件)

第4条 この負担（補助）金の交付の決定には次の条件が付されるものである。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 負担（補助）金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

第5条 この負担（補助）金の交付の申請は、別紙様式2により知事に対して行うものとし、毎年度1月末日までに申請書を感染症対策課に提出する。

(交付決定通知書の様式)

第6条 交付決定通知書の様式は、別紙様式3のとおりとする。

(変更申請手続)

第7条 この負担（補助）金の交付決定後の事情変更により、申請の内容を変更して追加交付の申請等を行う場合には、第5条に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

(状況報告)

第8条 負担（補助）事業等の遂行の状況について、市町村長は、知事の要求があったときは、当該要求に係る事項を書面で知事あてに報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 この負担（補助）金の事業実績報告は事業完了後1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式4による報告書を知事あてに提出して行うものとする。

(第4条の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内)

2 前項の事業実績報告書部数は2部とし所轄保健所長に提出するものとする。ただし、保健所を設置する市町村においては感染症対策課に提出する。

(書類の整備等)

第10条 負担（補助）事業を実施した市町村長は、負担（補助）事業に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の規定する帳簿及び証拠書類は、当該負担（補助）の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

（中略）

附 則

この要綱は、平成14年9月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年12月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年12月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年12月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年12月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年12月18日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年1月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月27日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。